

【個別避難計画】

1	Q. 個別避難計画においてケアマネが支援者となる可能性がある中、ケアマネが変更となる事案も多くあるのが現状。ケアマネが変わるごとに何か手続きをする必要があるのか。 また、ケアマネが変わった申し出をした場合、従前に立てた計画を新たなケアマネに送付してもらえるのか。
	A. 個別避難計画の情報が更新された場合は、市に対して、更新内容を報告いただく運用を想定しております。 個別避難計画に更新があった場合、支援者等に対して、改めて更新されたものを送付いたします。
2	Q. 要望になるが、立てた個別避難計画で机上訓練や実践シミュレーションなどが出来る研修の機会を持っていただきたい。BCP計画も立てて机上訓練・研修をしているが、立てたプランがどのように運用されるかイメージしにくいのが災害時なので。
	A. 個別避難計画を活用した訓練等について、今後の事業所からの要望や計画作成の進捗に応じて、実施を検討します。
3	Q. 要介護4から要介護3になった場合、個別避難計画の優先度はどの段階で変更になるのか教えていただきたい。（更新時なのか、年度なのか）
	A. 個別避難計画の作成委託は単年度ごとに、優先度の高い対象者を抽出したうえで、各福祉事業者に委託を行うことを想定しております。 そのため、委託年度中に個別避難計画を作成できなかった方の要介護度の変更等があった場合は、次年度に対象者として抽出されなくなる可能性があります。 なお、既に個別避難計画を作成している方の要介護度の変更等があった場合の対応については今後具体的な運用を検討して参ります。
4	Q. 個別避難計画における支援者として協力するのはなかなか難しい気がしました。
	A. 個別避難計画における支援者は、災害時における支援を実施いただくことを想定しておりますが、支援者に対して義務や責任を負わせるものではなく、例えば、要支援者の安否確認や、避難情報の伝達など、可能な範囲でご協力いただければと考えております。 また、支援体制や支援内容について事前にご検討いただく中で、ご不明な点等がある場合は、市までご相談をいただければ幸いです。
5	Q. 個別計画の事業所への案内は郵送等で各事業所へあるのか。全体説明会があるのか。
	A. 個別避難計画作成に係る案内等については現在検討中です。各事業所からの要望等を踏まえ、改めてご案内いたします。
6	Q. 避難支援プラン作成の委託料が1件7万円と伺った気がしましたが、資料では7千円でした。
	A. 委託料は7,000円となります。

【個別避難計画】

7	Q. 計画は作ることにはできるが・・・実際その場になってどこまで支援できるのだろう。
	A. (Q4) 個別避難計画における支援者は、災害時における支援を実施いただくことを想定しておりますが、支援者に対して義務や責任を負わせるものではなく、例えば、要支援者の安否確認や、避難情報の伝達など、可能な範囲でご協力いただければと考えております。 また、支援体制や支援内容について事前にご検討いただく中で、ご不明な点等がある場合は、市までご相談をいただければ幸いです。
8	Q. 災害時の要保護者のプランを立てる人と実際動く人(民生委員)との情報の取り扱いの詳細を知りたい。
	A. 個別避難計画の提供範囲は、計画に記載された支援者に限定されます。 また、個別避難計画の作成に当たっては、様式の表紙にある「同意・確認事項」の欄において、計画に支援者情報を記載することやその情報を支援者間で共有すること等について、要支援者本人が確認したうえで、同意することとしています。
9	Q. 個別避難計画において、ケアマネジャー（福祉専門職）に支援者としても協力してほしい、とのことであつたが、現実的に難しいと想定しています。また、計画策も、ケアマネジャーの本来業務を圧迫する可能性を危惧しています。
	A. 個別避難計画の作成支援にご協力いただく際は、ケアプランの更新時など、要支援者とお会いする機会があれば、その際に作成いただく運用を想定しています。 また、作成の期間においても、災害に備えた計画であるためできるだけ早期に作成することが望まれますが、委託年度内に必ずすべての対象者の計画を作成いただくものではなく、市の想定する計画作成期間（概ね3年程度）内に作成するものとしています。本来業務のご都合やスケジュール等を踏まえて、可能な範囲で順次、作成いただければと考えております。 (Q4) 個別避難計画における支援者は、災害時における支援を実施いただくことを想定しておりますが、支援者に対して義務や責任を負わせるものではなく、例えば、要支援者の安否確認や、避難情報の伝達など、可能な範囲でご協力いただければと考えております。 また、支援体制や支援内容について事前にご検討いただく中で、ご不明な点等がある場合は、市までご相談をいただければ幸いです。

【生活保護】

1	Q. 生活保護申請受理にあたり、扶養照会はどの親族まで実施されますか。
	A. 原則、2親等以内の親族に対して実施しています。

【生活保護】

2	Q. 介護扶助の本人支払額が発生する場合について話がありました が、対象となる場合、サービス受給前に知ることはできますか？ 普段利用者への説明時には「介護扶助で無料」と説明していたの で、事前に知れば説明できると思います。
	A. 担当のケースワーカーに尋ねていただければ、事前に確認でき ると思いますが、収入状況が不明確な場合は、お伝えできない場 合もあります。原則、介護券にてご確認をお願いします。
3	Q. 生活保護の方で全く身寄りがない方の緊急時、土日の緊急連絡 先として市役所に連絡してもよいでしょうか。
	A. 市役所の代表電話にご連絡ください。
4	Q. 生活福祉課から包括の対応で気を付けて欲しいことはあります か。
	A. いつもご協力いただけているので、助かっています。
5	Q. 生活保護の相談～申請にあたり、生活福祉課のCWが自宅へ訪問 する際、地域包括なども同席されますか？CWと市民のみですか？
	A. 地域包括支援センターが同席する場合もあります。
6	Q. 身寄りの無い方は、市へ連絡でよいのはとても安心です。
	A. 生活保護を受給されていて、緊急時の対応が必要な場合は、市 役所の代表電話にご連絡ください。「緊急」とは、次の市役所開 庁時の対応では間に合わない場合と認識していただければと思い ます。

【みなし】

1	Q. 「適用条件」：「みなしを適用する際に報告するとき」は電話 でよいのか。提出のフォームがあるのか。届出書の提出時に口頭 でよいのか。をご教示いただけると嬉しいです。
	A. 報告方法は、「電話」をお願いします。※当面の間
2	Q. 「留意事項」：一部ですが前任者（包括担当者）がプランを全 く作成しておらず、結果が「要介護」となってから依頼されるこ とがあります。今回ご指導の「留意事項」を前任者となりやすい 方たちにもしっかりとお伝えいただきたいと思います。
	A. ケアプランの作成は、当然のことながらケアマネジャーの基本 的業務となりますので、みなし（例外）の取扱い含めて、まずは 各居宅・包括内で共有・徹底が図られるよう周知してまいります。

【みなし】

3	Q. 暫定プランの取り扱いのご説明ですが、実例をいくつかいただくことはできないでしょうか。 A. みなしの実例のことかと思いますので、下記に示します。 8/20 更新申請（要支援，9月末切れ） 10/1～ 暫定プラン（包括作成） 10/10 認定（要介護） 10/11 引き継ぎ（包括→居宅） 上記の場合，包括から居宅へプラン等を速やかに引き継ぎ，10/1から居宅が作成したものとみなしてその時点から居宅が給付管理することを認めます。ただし，上記プロセスにおいて，みなしの適用条件を満たしている場合に限られます。
4	Q. みなしプラン、初回加算あたりをもう少し勉強します。 A. みなしは例外の取扱いとなるため，まずは介護度の見立て違いを減らせるよう，各事業所の取組も参考に，より正確な見立てとなるよう努めてください。漫然・安易に介護度を見立てることのないようご注意ください。 【各事業所の取組】 ○認定調査 ・立ち合い（夫婦共に認知症，独居，自費発生時，困難ケース，介護と思われる方等） ・特記事項のメモを調査員に手交 ・本人，家族等に認定調査に関する助言（自発的に伝える） ・認知症の認識の擦り合わせ（家族，調査員含む） ・立ち合い者への聞き取り ○サービス調整 ・最低限のサービス量に変更，事業所数や抑制，一時的休止 ・介護，予防のいずれでも問題ない事業所選定 ・本人，家族等にサービス量（回数，福祉用具の取扱い）・費用（自己負担含む）の変更可能性を事前周知 ・区変時にも認定結果が出てからプラン変更（緊急時除く） ○連携 ・微妙なケースは早めの包括・居宅連携，合同の訪問・サ担 ・あらかじめ主治医に挨拶・状況連絡（メール，MCS） ・退院時カンファで医療機関のアセスメント情報を聞き取り ・サービス事業者への利用状況や様子の聞き取り・訪問 ・本人，家族等に更新書類への速やかな対応を要請・促進 ○その他 ・アセスメントの充実 ・認定調査を行うケアマネは，自身が調査した場合を参考に ・介護ソフト等による仮一次判定の実施 なお，初回加算と特定事業所加算は，みなしを適用し，前任者から引き継いだ月から算定できます。

【その他】

1	Q. 今回のように一方的ではなく、また個別避難計画などの情報もあったので、別の機会や、調布のホームページのケアマネ情報提供などで随時開示していただいても、ありがたいかと。
	A. 必要な情報が届くよう、きめ細かな情報提供に努めてまいります。
2	Q. 年に1回位このような説明会があるとうれしいです。
	A. ケアマネ会とも連携しながら、要望等を踏まえて検討いたします。
3	Q. 制度とか学べて、このような機会はもう少しあった方がよい。
	A. ケアマネ会とも連携しながら、要望等を踏まえて検討いたします。